

○桐蔭横浜大学における研究インテグリティの確保に関する規程

(令和7年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、桐蔭横浜大学（以下「本学」という。）における研究の健全性・公平性（以下「研究インテグリティ」という。）の適切な確保に関し必要な事項を定め、もつて国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において研究者とは、本学において研究活動を行うすべての者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究インテグリティの確保のため、マネジメント体制の整備を図るものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括するため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究担当副学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 研究インテグリティの確保に係る重要事項を審議するため、総務部研究推進課の下に研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (2) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (3) 研究インテグリティの確保に係る研修・啓発活動に関する事項
- (4) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定又は改廃に関する事項
- (5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(組織)

第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括責任者（研究担当副学長）
- (2) 全学研究推進委員長
- (3) 総務部長

（4）その他委員長が必要と認めた者

（任期）

第9条 前条に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第10条 委員会に委員長を置き、第8条第1号に規定する委員をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、第8条第2号に規定する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（議事）

第11条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第12条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（事務）

第13条 委員会の事務は、総務部研究推進課において行う。

（相談窓口）

第14条 研究インテグリティの確保に関する相談又は報告を受け付けるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口に担当者を置き、総務部研究推進課の職員をもって充てる。

3 相談窓口の職員は、相談又は報告を受け付けた場合は、必要に応じて、統括責任者に報告するものとする。

（危機事象に関する報告）

第15条 統括責任者は、研究インテグリティの確保に関して、危機事象に相当する事象が発生したと判断したときは、当該事象の状況等について、速やかに学長及び関係する部局の長に報告するものとする。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は令和7年4月1日より施行する。